

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

県立学校の教育条件のため 茨高教組が橋本茨城県知事と懇談

高校統廃合問題・障害児学校の教室不足問題・学校図書館の充実について



茨高教組は昨年12月3日、県立学校の教育諸条件の整備・充実を求めて、橋本茨城県知事との懇談を行った。岡野委員長他5名が参加し、30分以上に渡って県立学校の諸問題について意見交換をおこなった。

今回の懇談は8月に行われた知事選に際して、橋本知事が、「少人数学級の小学3・4年までの拡充」「養護学校の新增設」など教育施策の充実を公約として掲げていたことから、茨高教組がこれまでとりこんできた県立学校の教育条件の充実について茨高教組から懇談を申し入れ行われた。

統廃合でなく少人数学級を

第2次県立高等学校再編整備計画が進められ「統廃合」により高等学校が潰されていくことについて、(1)高校が地域の文化の拠点であること、(2)現在の「統廃合対象校」は都市部以外が対象でそこにしか通うことのできない生徒の就学保障の問題、(3)特別な支援を必要とする生徒が「統廃合対象校」に多く在籍していること(県教委調査で805人が県内の高校に在籍している)などの問題点を指摘し、「統廃合対象校」の統廃合で

はなく、少人数学級の先行的実施こそ必要であるとの茨高教組の意見を述べた。

障害児に豊かな教育条件を

少子化の中にあっても、障害児学校の児童生徒は毎年増加し、普通教室不足が年々深刻な状況になっている。また、生徒増に対応してスクールバスの増車が行われてこなかったため、スクールバス乗車時間が90分を超える学校が出てきてしまったことなどから、障害児学校の教育条件整備を早急に行ってほしいことを伝えた。知事からは、「障害

教育環境整備を担う学校現業業務を 安易に民間委託してもよいのか

高教組水海道支部と現業労組が学習会を開催

昨年12月8日、上郷高校図書室で高教組水海道支部と現業労組主催の学習会が開催された。

指定管理者制度や市場化テストなど、公務員の仕事の民間委託が推進されている。公立学校でも、他県では現業職員をターゲットにした民間委託がすでにはじまっている。学習会は学校現業業務の民間委託が子どもや学校に及ぼす影響について考えあうというもの。講師に相川正俊さん(埼玉県立大宮中央高校・現業職員)を迎え、7つの職場から参加者が集まった。

相川さんの報告は次の2点。

(1)北海道では2007年度に5校で実施されて以来、現在89校の道立学校で環境整備・給食調理・農場作業・スクールバス運転業務が民間委託となっている。

障害児学校の教室不足については県としても十分認識しており、整備計画を策定中である」とのコメントがあった。

専任の学校司書の配置が不可欠

茨城県は学校司書の配置状況が全国に比べて極めて低い水準になってきていること。そのこ

委託は派遣契約ではなく請負契約であるため、厚労省が定める「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(37号告示)」第2条によれば、学校教職員(管理職も含む)が受託会社の従業員に直接具体的な作業指示をすれば偽装請負になってしまう問題をはらんでいる。

そのため、北海道では委託業務の内容を「仕様書(校舎等整備業務処理要領及び取り扱いについて)」に定めて受託会社と契約をしておき、他の自治体においても同様の対応をとるケースがみられる。

ただし、仕様書に含まれない事については、その時子どもたちや教職員に必要なことでも、学校が会社に要請し、会社の責任者が学校現場の従業員に指示するという方法をとらざる

とにより、図書館が開けられない状況、蔵書の整理が滞ってしまっている学校の状況などを伝え、学校図書館の充実について検討してほしい旨を伝えた。

知事からは、「県としても図書館の充実は大切と考えて、市町村の図書館の充実のための予算化を行っている。今日聞いた話をよく考えてみる」とのコメント

を得ないという。

(2)板橋区主催の「適正な委託業務管理に関する勉強会」(09年6月)で講師を務めた東京労働局指導官が「仕様書」の違法性を指摘したとの紹介があった。

同指導官は「仕様書を当局が作成して仕様書通りの作業を要求するのは、委託業務の独立性を侵し違法である」と説明したという。

この指摘から、安全安心の教育環境整備を担う学校現業業務の役割が、法制度上も実態上も民間業務委託では無理であることが改めて明らかにされた。現業労組は、民間業務委託問題を賃金の大幅削減と一体となった総人件費抑制策の一つと捉え、引き続き各支部と協力して学習会を開催していく。

トがあった。

茨高教組は「教育全国署名」「茨城の障害児教育の充実を求める署名」に寄せられた、父母・教職員・県民の教育の充実に対する願いの実現のために、今後も県議会、県教育員会を始めとしたあらゆる関係機関に働きかけをおこなっていく。

「障害児教育の充実を求める請願」の成果!!

県教委「県立特別支援学校整備計画」を発表

茨城県教育委員会は昨年 12 月 25 日、「県立特別支援学校整備計画(平成 22 年度から平成 26 年度まで)」を発表した。

これは、茨高教組障害児学校部が長年にわたり継続して、父母、教職員、多くの県民とともに「茨城の障害児教育の充実」署名等でとりこんできた運動を受けたものであり、十分なものとは言えないが、障害児学校における「普通教室不足」「90 分以上のスクールバス乗車時間」など、過大・過密による諸問題の解消への一歩になると言える。しかしながら、「整備計画」の全体は、障害児学校の新設・分校設置について、小中高等学校の統廃合による跡地利用によるものとしたように、依然として障害児教育に対する「安上がり政策」となっている。

また、児童生徒数が少ないという理由で、茨城県内に 2 校しかない聾学校の寄宿舎のうちひとつを廃止(「統合」)し聴覚障

学校名	2009 年度	整備計画実施後
水戸飯富養護学校	204	197
結城養護学校	318	分離新校 167 210
勝田養護学校	292	分校 231 96
美浦養護学校	219	229
伊奈養護学校	246	284
つくば養護学校	301	363
鹿島養護学校	260	300

害の子どもたちの教育の機会を狭める結果をもたらす。

具体的実施時期は明記されず

上の表のとおり、現在の障害児学校は、深刻な過大・過密状況にあり、1 年の猶予も許されない。「普通教室不足」は年々深刻化し、教室への転用により特別教室が無い状況は、普通の教育環境からは程遠い。

しかしながら、「整備計画」で

は整備の具体的実施時期が明記されていない。「仮設校舎のリース期間の終了」年度は示されても、新校・分校の設置年度は示されていない。スクールバスも「増車に努める」「運行距離、運行時間を短縮し」としながらも、具体的増車計画は示されていない。具体性に乏しく、極めて不十分な「整備計画」である。このままでは、具体的に実施されるのは計画最終年度の「平成 26 年度」ということも危惧される。

つくば養護学校過密解消先送り

つくば養護学校に関しては、「開校してまだ 3 年目」を理由に「今後の児童生徒数の推移を見極め」とした。つくば養護学校は「180 人規模」で開校したにも関わらず、開校 3 年目の今年度は結城養護に次ぐ大規模校(H21 年度 301 名)になっている。「最大で約 370 人の児童生徒を受け入れることが可能」としているが、果たしてこの状況で十分な学習ができるのであろうか。

過密解消に向けての取り組みについて何ら言及していないことは、県教委自らの計画性の無さと無責任さを示すものである。

父母・県民の声を生かすべき

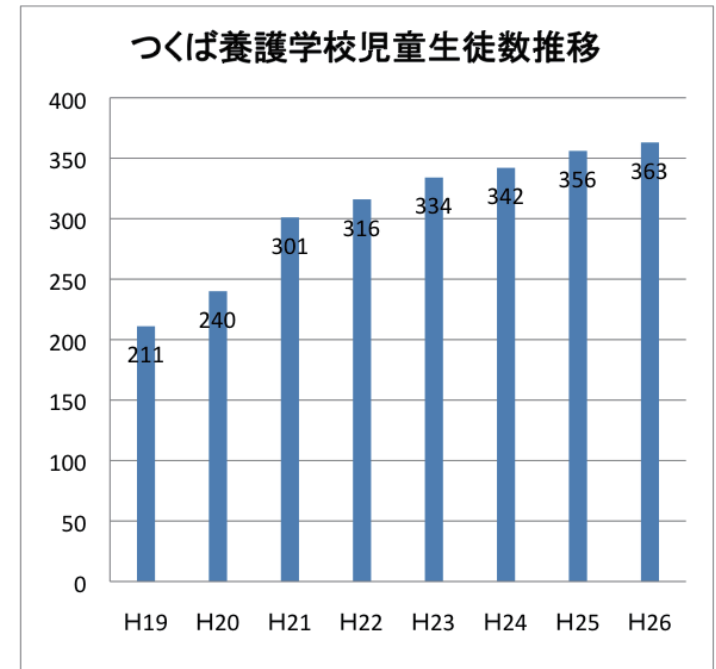
茨高教組障害児学校部は計画策定にあたって、広く保護者、PTA、障害児関係団体など、障害を持った子どもにかかわる人々から意見を聞く「パブリックコメント」等を実施するよう求めてきた。しかし、県教委は教職員・保護者へのアンケートを実施したものの、期間も短く周知が不

十分なものとどまった。また、「特別支援教育推進会議」も形式的に 1 回開催しただけである。実質的には県教委内部のみでの「検討会議」によってつくられた「整備計画」である。「特殊教育」から「特別支援教育」へ転換されてきた中で、「特別支援教育」に対する父母・県民の期待や要望は年々高まってきた。父母をはじめとして障害児教育に係る人々の意見をとりいれて、「整備計画」の修正を図るべきである。

さらなる条件整備を求めて

高教組障害児学校部は、新校の建設などについては早期実施を求めつつ、「つくば養護学校」の過大・過密解消など不十分なものについては、計画の見直しを求めていく。

茨城の障害児学校の教育条件を豊かなものにしていくために、より多くの教職員の運動への参加を呼びかけるものである。



「県立特別支援学校整備計画」の概要

知的障害特別支援学校の児童生徒数の急増に伴う教室の確保

学校名	計画内容
結城養護学校	県立境西高跡地等を利用した分離新校の設置。
勝田養護学校	小・中学校跡地等を利用した分校設置を検討。
美浦養護学校 伊奈養護学校	今後の児童生徒数の推移を見極めた上で、校舎の増築を検討。
水戸飯富養護学校	水戸市の一部(旧内原町を含む)を内原養護学校の通学区域に変更 大洗町、水戸市(旧常澄村)を勝田養護学校の通学区域に変更

スクールバスの長時間乗車による児童生徒の負担の軽減

○約 90 分のコースの解消(7 コース)

- ・水戸飯富養護学校大洗コース →通学区域を勝田養護学校に変更することで解消。
- ・残り 6 コースは増車による運行時間の短縮。
- 児童生徒の障害の重度・重複化への対応
 - 看護職員の増員及び勤務時間の拡大
 - 新增設の際に、ケアールーム、自立活動室の整備。
- 比較的軽度の知的障害のある生徒に対応した教育充実
 - 水戸高等養護学校
 - ・募集定員枠の拡大(1 クラス 8 人→10 人)
 - 他の養護学校
 - ・新たな学科の設置(産業科)やコース制導入の検討。
- 視覚及び聴覚障害特別支援学校の児童生徒数の減少への対応
 - 視覚障害
 - ・将来的には、他の特別支援学校寄宿舎との統合を検討。

- 聴覚障害
 - ・寄宿舎の統合を検討(霞ヶ浦聾学校を水戸聾学校に統合)
- 特別支援学校のセンター的機能の充実
 - 相談支援体制の充実... 相談支援体制の整備
 - コーディネータの専門性の向上... 臨床研修の導入及び研修の体系化
 - 市町村の相談・支援体制の確立及び県との役割分担の明確化

その他

- 乳幼児期からの早期教育(盲・聾学校)の充実
 - 県北・鹿行・県南・県西へのサテライト教室の設置
- 後期中等教育(高等部)の充実
 - 進学と就労を目指したコース制の導入の検討